

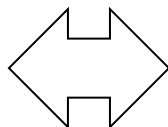
【地域運営学校】

## 青雲の学舎

— 青雲の志をもつ生徒の育成 —

## 教育目標

すすんで学ぶ	知
思いやりを持つ	徳
心身を鍛える	体
責任をもつ	責



## 基本方針

「志 高く、高い目標・理想を追求」  
 「世界で活躍できる人材の育成」

## 1 学校教育目標

日本国憲法と教育基本法の理念に基づき、生徒一人一人を大切にし、社会に貢献する人間の育成を目指して、次の生徒像を掲げる。

○すすんで学ぶ（知） ○思いやりを持つ（徳） ○心身を鍛える（体） ○責任をもつ（責）

また、本年度は、「すすんで学ぶ」を重点目標として、学校の教育活動全体を通して育成するとともに、「思いやりを持つ」「心身を鍛える」「責任をもつ」についても関連する具体的な取組を通してお互いに充実させながら、豊かな心を醸成し、自ら生き生きと学習に取り組む生徒の育成を図る。

さらに、学校の教育目標を達成するために、「志 高く、高い目標・理想の追求」と「世界で活躍できる人材の育成」を基本方針として定める。

## 2 目指す学校像

子供が安心して通える、保護者が安心して送り出せる、地域が応援したくなる学校

学校経営方針の中核を成す、校長が目指す学校の姿を以下の3点で示す。これらについては、生徒のみならず、保護者・地域が望む「学校の姿」でもあると認識し、その実現に向けて教職員が共通意識をもち、一人一人、そして学校組織として具体的な取組を進める。

- (1) 基本的な生活習慣を身に付けた、心身共に健全な生徒を育成し、規律ある学校
- (2) 基礎的・基本的事項を確実に習得し、学ぶ楽しさを感じることができる学校
- (3) 地域社会と連携し、地域とともに生徒と教職員が成長していく学校

## 3 目指す教師像

目指す学校像を実現するために、校長が求める教師像を以下の3点で示す。

## (1) 学び続ける教師

→ 自らの指導を振り返り、真摯に研究と修養に励むなどして自己研鑽を積み、高い専門性と指導力を身に付けることができる。

## (2) 組織的な学校運営に参画できる教師

→ 常に生徒を価値観（教育観）の中心に据え、自己の担当職務における課題を把握し、組織的な改善に向けての提案や取組ができる。また、各主任を核として、適切に報告・連絡・相談・記録を行い、組織としての対応ができる。

## (3) 生徒、保護者、地域からの期待と信頼に応える教師

→ 常に教育公務員であることを自覚するとともに、生徒、保護者、地域の願いを真摯に受け止め、教育活動を通して信頼される学校づくりができる。

## 4 中期的目標と方策

### (1) 社会人としての基礎を築く学校

- ア 「安心して学べる環境」、「分かりやすい授業」、「生徒が活躍できる授業」を実現し、主体的に学ぶ態度を身に付ける授業を推進する。
- イ 自他を尊重し、協働できる豊かな心を身に付ける教育活動を推進する。
- ウ 自己実現を目指し、将来社会において貢献できる意識を育て、勤労観・職業観を育てる教育活動を推進する。

### (2) 地域とともに成長する学校

- ア 地域運営学校として、学校運営に地域の方々が参画し、家庭・地域との密接な連携・協力の下、教育活動を推進する。
- イ 第三小学校との小中一貫教育を推進し、義務教育9年間を見通した教育活動を推進する。
- ウ 地域の中にある学校として、様々な関係機関との情報連携と協働により、一人一人の生徒を育成する。また、地域の担い手として自覚を深める。
- エ 年2回の学校評価やアンケート等により、教育活動の迅速な改善を図る。

## 5 学校経営の重点（令和8年度の取組目標と方策）

### (1) 「知」学力向上 思考力・判断力・表現力の育成・・・「確かな学力の向上」

- ア 年間指導計画に基づき、常に計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを意識し、授業改善を進める。また、各教科の基礎・基本を明らかにし、意図的、計画的にその定着を図る。
  - 評価・評定の適正化、「週ごとの指導計画」の確実な記載・提出・進行管理、観察授業での実践事項の提示、校内研究の充実、「はちおうじっ子ミニマム」の取組、学力定着プロジェクトチームの機能強化
- イ 全ての生徒が「分かる・できる・楽しい」ことを目指す学習活動を行う。→「六中 授業スタンダード」
  - (ア)「六中の全ての生徒」が安心して学べる環境をつくる。
    - ・各教科の基礎・基本となる学習内容を精選し、定着を図る。基礎・基本事項の8割を習得している生徒が80%以上となることを目標とする。
    - ・生徒が集中できる学習環境、落ち着いた学習環境を実現する。できるだけ黒板横の掲示物をなくす。授業規律、学習ルールの徹底、教室の整理整頓を行う。
  - (イ)「六中全ての生徒」にとって学びの本来の楽しさが実感できる授業を行う。
    - ・生徒が活動したり、表現したりする「アウトプット」の時間が半分以上となるように授業を構成する。
      - アウトプットとは、一人一人の生徒が、書く、話し合う、表現する、問いを解くという時間を指す。
      - 教員からの説明や指示は明確で分かりやすいものとなるように工夫し、特に大事な指示については、生徒にとって聞くだけの指示ではなく、見るなど二つ以上の異なった伝達方法を使って伝える。
      - 授業の終わり等に、学習の振り返りや自己評価、まとめの時間を取る。
    - (ウ)「六中の全ての生徒」に寄り添い、特性に応じた合理的配慮を行う。
      - ・プリントのフォントをUDデジタル教科書体に統一する。
      - ・様々な特性に応じた、合理的な配慮の在り方を保護者、生徒本人と確認し、学習活動に生かす。
        - ルビふり、視覚的提示、端末の活用等
      - ・一人一人の特性の把握や手だての検討には、諸機関との連携を図るとともに、保護者・生徒本人の理解を得て進める。
  - ウ 全ての教科で、記録、要約、レポート、説明、論述など、方法を工夫して文章を書かせて、考えを「まとめる・広げる・深める」力を育成する。
  - エ GIGAスクール構想を踏まえた教育活動等を実施する。
    - (ア)一人1台の学習用端末を原則持ち帰り、各教科において家庭での学習活動や補習に活用する。
    - (イ)各教科の授業において効果的に一人1台の学習用端末を活用した実践を行う。
      - 年度末において、半分以上の授業で短時間でも活用することを目標とする。
    - (ウ)ICTを活用した校内研修を年間3回以上、実施する。
    - (エ)一人1台の学習用端末が市から学習のために貸与されていることを改めて指導、徹底する。
  - オ 生徒の自主的な学びを支援するため、「自主学習ノート」の取組を行う。

### (2) 「徳」いじめの防止 思いやりの心もち、集団生活の充実に努める生徒の育成・・・「豊かな人間性の育成」

- ア 学校の教育活動全体を通じて行う人権尊重教育や道徳教育、適時実施する個別の面談等日常的な教職員と生徒との触れ合いを通して、よりよく生きるための基盤となる道徳的判断力・心情・実践意欲と態度を養う。また、生徒たち自身による「いじめを許さない意思」と「いじめを防止する行動力」を醸成し、「いじめを許さない学校づくり」を推進する。

→ いじめ防止を目的とした授業の実施（年3回（学期1回）以上）、弁護士によるいじめ防止授業の実施

→ 「はちおうじっ子サミット」や「ピンクシャツデー」等、生徒主体の取組の推進

イ 学校いじめ対策委員会を核として、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図る。特に初期対応の重要性について教職員が十分に理解し、適切に問題の早期解決を図る。

→ 学校いじめ対策委員会を中心とした組織的な取組の推進（定例会を週1回開催）

→ 保護者・生徒本人との「納得と合意」に基づく指導の推進

→ 定期的ないじめアンケート、スクールカウンセラーによる全員面談（第1学年）、適切な初期対応と継続的な見守り、保護者や関係機関との連携、教育相談の実施、「相談できる大人」の確保、記録の適切な保管

ウ 日々の教育活動の中で生徒の規範意識の醸成を図るとともに、学校として一貫性のある指導を推進する。特に、ルールやマナーについて生徒が「自分事」として捉え、よりよい学校生活を送ろうとする態度を育てる。また、教職員と生徒との「関わり」を何よりも大切し、あらゆる機会を活用して両者の接点確保に努める。

→ 「生活のルール」（校則）の見直し、補習等の取組における生徒との接点確保

→ 「学校の指導に従っている生徒や指導に従おうとしている生徒がやる気を失わない指導」の徹底

エ 発達段階や交友関係、家庭環境を含め、生徒一人一人の特性を十分に把握し、生徒理解に基づく指導を徹底する。

→ 生徒理解研修会の実施、ケース会議の開催、組織的な働きかけ、適切な経過観察と事後報告

オ 道徳授業地区公開講座においては、全学級が意図的、計画的に道徳授業を行うとともに、保護者・地域に対しても道徳的な啓発を進め、学校、家庭、地域が一体となって生徒の健全育成に関われるようにする。

### (3) 「体」体力向上 安全な生活 日常的に適切な体育・健康・安全に関する活動を実践する生徒の育成

ア 生徒が健康な体をつくり、明るい学校生活を送るために、給食指導を充実させ、望ましい食習慣を形成する。また、保健体育科の授業や部活動を通じて、体力・運動能力の向上を図るとともに、自らすすんで運動に親しむことや、健康な生活習慣についての意識を高める。

イ 危険を予測し、回避する能力を育成する（生徒のけがや事故を未然に防止する）ために、安全教育を推進するとともに、毎月の避難訓練はもとより、安全点検やアレルギー対応研修を確実に実施する。また、地域と連携した防災訓練等を通して、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成する。さらに、セーフティ教室や薬物乱用防止教室、情報モラル教室等を通して、生徒が犯罪に遭わないように指導を徹底するとともに、保護者や地域への啓発を積極的に行う。

### (4) 「責」社会性の形成 集団の中での自己の役割と責任を自覚し、自らすすんで行動する生徒の育成

ア 日常の学校生活や学級活動において、継続して取り組むことの重要性を自覚させ、日々の生徒の活動の中で変化や成長を把握しながら、社会性の育成を図る。

・学校での当番活動や班活動、係・委員会活動において、自らの役割を果たすことの大切さを指導し、リーダー性の育成を図る。

・生徒会活動において、生徒自ら主体的に学校生活をよりよくするための話し合いや活動を行い、前向きに話し合うための方法を身に付け、仲間と協働できる資質・能力を育成する。

・校外活動や宿泊行事、総合的な学習の時間等における取組を通じて、班活動や小集団での活動を行い、グループ活動の方法や話し合いの仕方、班行動の方法を学ぶ。

イ 様々な地域活動への参加を促し、地域で貢献できる生徒を育成する。また、地域の中学生としてのあるべき姿や期待される姿を指導し、社会貢献への意識を高める。

### (5) 特色ある教育活動の推進

ア 保護者・地域との連携

・地域行事の機会を捉え、生徒会等による貢献活動を推進する。

・月曜日の放課後に「マンデイ活動」を行い、地域の方との連携で学習活動の見守りと、学習につまずいている生徒への支援を行う。

・保護者や地域との信頼関係の醸成を図る。

イ 特別支援学級「1組」における個々の特性に応じた教育活動の推進と通常級との交流

・「1組」では、個々の生徒の特性に応じた教育活動を行い、将来社会に貢献できるように育成する。

・学校行事や校外活動、宿泊行事、生徒会活動等で通常級との交流を行う。

ウ 三小との小中一貫教育の充実・発展

・義務教育9年間の見通しをもった学習活動について分科会を通じて協議し、取組内容をまとめる。令和8年度は特別支援教育についてまとめる。

・六中の教員が三小の児童に授業を行う機会をもち、三小の教員が六中での「マンデイ活動」等の支援を

行う。

- ・小学生と中学生が直接交流する場面をつくる。(部活動体験、授業体験、生徒会による学校説明会、はちおうじっ子サミットでの交流、放課後子ども教室や夏休み学習教室へのボランティア参加等)

#### エ グローバル人材の育成

- ・ヨコタミドルスクールとの交流、TGGでの体験活動を核として、豊かな国際感覚を醸成し、世界の多様性を受け入れる力を身に付けさせる教育を推進する。

#### オ キャリア教育の推進

- ・地域の方の話を聞く会を1年生で実施し、地域で活躍している人の姿から社会に貢献することの意識と大切さを学ぶ。
- ・本校学区域でもある八王子三業組合の八王子芸妓の講演会を拠点校として開催し、地域の伝統を大切にし、受けつぐ姿を学ぶ。

- ・自己の特徴や特性を知り、多様な進路について学び、自分が目指すべき将来の在り方を考える活動を、3年間を通して行う。

- ・進路通信の全学年への配布、高校の教員による説明会や授業体験などを通じて、意図的、計画的に生徒の進路意識を高める。

#### カ 学校に登校できない生徒への支援の推進

- ・保護者と連携しながら、教室に入ることが難しい生徒への別室での指導を行い、支援を行う。
- ・登校支援コーディネーターを核として、管理職、学年担当教員、別室指導支援員と支援会議を行い、保護者との連携の上、当該生徒への支援の在り方を検討する。
- ・不登校対応巡回教員・スクールカウンセラー(S C)・スクールソーシャルワーカー(S S W)等との連携や、「個票システム」の活用等を通して、迅速かつ効果的な組織的支援を実行する。
- ・将来に向けた進路への支援を行うとともに、中学校卒業後の進路については、多様な道があり、自己実現に向けて継続した取組が行われるように関係機関との連携を行う。

### (6) サービスの厳正

教育公務員には、職務上課せられた責務があるとともに、サービスの厳正に努めなければならない。教育公務員として職務の遂行のため、法規を厳守し、全体の奉仕者としての自覚をもつとともに、その職責を鑑み、将来の日本を担う子供たちの教育に携わること誇りをもって職務にあたる。

- ア 年3回のサービス事故防止研修や管理職による指示伝達等を通じて、認識を正しくもち、具体的な対応についての共通理解・共通実践を図る。特に、教職員側の感情的で身勝手な指導等(体罰、不適切な指導、暴言、性暴力など)の根絶を目指し、教職員と生徒との信頼関係の上に成り立つ教育活動を推進する。

→ 教職員の意識改善、法令への理解、校内規定(マニュアル)の順守、アンガーマネジメント

- イ 常に先の見通しをもち、業務遂行における協働体制を構築する。

→ 期限を守る厳格さ、教員相互の声かけ、危機管理表による確認

### (7) その他

- ア 管理職・分掌主任・学年主任等のリーダーシップによる組織体制の構築と組織力の向上

→ 「組織は互いを助け、高め合う機能」であり、「組織的に対応する」ことが生徒・保護者・地域等からの信頼構築につながることへの理解促進

→ 管理職・分掌主任・学年主任等への報告・連絡・相談の徹底

→ 文書起案と決裁の徹底による学校としての意思決定の明確化

→ 全教職員の担当職務への当事者意識と進行管理・情報管理・健康管理への意識高揚

- イ 労働安全衛生及び働き方改革に対する意識改革と取組の推進

→ 水曜日の定時退勤日等による心と体の健康管理促進